

政審資料

1957年

12月15日発行

No. 7

一目 次一

卷頭言 1

△焦点△

第二七臨時国会における主な社会党提出法案：2

一、地方交付税法の一部を改正する法律案：2

二、教育公務員特例法の一部を

改正する法律案：2

三、べき地教育振興法の一部を

改正する法律案：2

四、公共企業体等労働関係法の一部を

改正する法律案：2

五、地方公営企業労働関係法の一部を

改正する法律案：2

六、駐留軍関係離職者等臨時措置法案：8

七、一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案に対する修正案：10

八、国又は地方公共団体が失業対策事業の

ため雇用した職員に対する期末手当に

関する法律案：10

九、昭和三二年の年末の賞与等に対する所

得説の臨時特例に関する法律案：10

一〇、地すべり防止法案：11

一一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補

助の暫定措置に関する法律の一部を改

正する法律案：13

一二、昭和三二年六月及び七月の水害による

公共土木施設の災害に関する法律案：13

一三、寄附募集の規制に関する法律案：13

一四、外国人登録法の一部を改正する法律

一五、昭和三二年度一般会計予算補正（第1号）

昭和三二年度特別会計予算補正（特第3号）

及び昭和三二年度政府関係機関予算

補正（機第2号）の編成替を求める動議：17

△研究△

一、公社制度に関する諸問題について 19

二、交通運輸政策 21

一、國と地方の財政問題 藤井米三：22
 (国民経済研究協会理事)

二、独占資本と中小企業について 山中篤太郎（一橋大教授）

発行所 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
 電話 霞ヶ関(58)0131～9内線2222番

政策活動を

前進せしめよ

党的政策活動はこの二三年来次第に活潑となり、内容も充実を加えて來た。本年の大会に経済五ヶ年計画、農林、水産、中小企業政策が討議されたことは劃期的な意味があつたし、国会の立法活動が年を遂うて盛んになり、最賃法、中小企業關係法等わが党的提案が軽視できない影響力を持つてきたのである。手放しの礼賛はできないが、社会党的政策は今日では、それぞれの分野のトップレベルに位置していることは疑いのないところである。

「何を為すべきか、いかに為すべきか」の実践的課題は政策の基本であるが、わが国の学者専門家は、分析と批判と解説に於ては優れていても「どうしたらいいか」という実践的答案になるとお粗末な人が少くないのである。凡百の調査会審議会の所謂学識經驗者なる者にもこの傾向があつて、概ね官僚のつくつた原案の手直し位でお茶をにごしているのではないだろうか。

ともあれ党的政策活動は平和革命の推進力となり建設斗争の一翼として更に前進せしめなければならぬ。最早支配階級の反動政策に対し反対的に受動的に批判し反対し抵抗することだけが、党的活動様式である時代ではないのである。政府保守派に優起する政策を次々と打出し、建設斗争の面で彼等を圧倒する段階が來ているのである。社会党政権は何をするか、また何をなし得るかということを明らかにし、平和と独立を確保し、平和經濟を建設し、国民福祉を向上させるプログラムを国民大衆の前に高々と掲げることによつて党的意識的統一と大衆団体に対する指導力が強化され党に対する信頼と支持を増大させることができるのである。この建設プログラムは、国民諸階層の雑多な要求のよせ集めでなくて客観的条件に適合しつつ、現状を思い切つて変革する情熱とえい智によつて貫かれなければならない。

社会党政権樹立の立体的条件の整備は必ず何よりも変革と建設のプログラムをつくることを中心とすべきであろう。この意味で来るべき新しき年の党政策活動（中央のみならず地方府県連を含めて）の発展と政策立案担当者の一層の精進にわれわれは大きな期待を持つものである。

焦点

第一二十七臨時国会に対する社会党提出法律案一覽表

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

(審議未了)

○これは地方交付税の税率を二七、五%に引上げる法案である。

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十六」を「百分の二十七・

五」に改める。

附 則

1、この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

2、交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十六」を「百分の二十七・

五」に改める。

二、教育公務員特別例法の一部を改正する法律案(審議未了)

○これは勤務評定反対の法律案である。

教育公務員特別例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条の二」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第四章中第二十一条の前に次の二条を加える

(勤務成績の評定に関する規定の不適用)

第二十条の二 教育公務員については、国家公務員法第七十二条及び地方公務員法第四十条の規定は適用しない。

第二十五条第一項第二号中「第十一条及び第十二条第二項」を「及び第十二条」に改め、同項第七号を削る。

附 則

(施行規則)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

の一部改正)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第二百六二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

理由

教育公務員については、その職務と責任の特殊性に基き、国家公務員法及び地方公務員法の勤務成績の評定に関する規定を適用しないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三、へき地教育振興法の一部を改正する法律案

へき地教育振興法(昭和二十九年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「交通困難で」を「交通条件又は」に改める。

第三条第一項に次の二号を加え、同条第二項を削る。

四 へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図るために必要な措置を講ずること。

五 へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。第四条を次のように改める。

(都道府県の任務)

第四条 都道府県は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。

一 へき地における教育の特殊事情に適した

学習指導、教材、教具等について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備すること

二 へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けること。

三 前条に規定する市町村の事務の遂行について、市町村に対し、適切な指導、助言又

は援助を行うこと。

2 都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。

3 都道府県は、へき地学校に勤務する教員の研修について教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に必要な経費の確保に努めなければならない。

第五条の次に次の二条を加える。

(へき地手当)

第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、へき地学校に勤務する教員及び職員に対しても、特殊勤務手当として、へき地手当を支給しなければならない。

第五条の三 前条の規定により都道府県が支給すべきへき地手当の月額は、教員又は職員の給料の月額と扶養手当の月額との合計額を基礎とし、これにへき地手当に関するへき地学校の級別に応ずる支給割合を乗じて算出するものとし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする。

2 へき地手当に関するへき地学校の級別は、

へき地学校の所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、一級から五級までとし、その級別指定の基準は、文部省令で定める。

3 第一項の規定によるへき地手当に関するへき地学校の級別の指定は、前項の規定により文部省令で定める級別指定の基準に準拠してこれを行わなければならない。

4 第一項の規定により条例で定める支給割合は、次に掲げる級別ごとの割合を基準としてこれを定めなければならない。

一級	百分の十
二級	百分の十五
三級	百分の二十
四級	百分の二十五
五級	百分の三十

第六条第一項及び第二項を次のように改める。
1 国は、市町村が行う第三条各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

2 国は、都道府県が行う第四条第一項各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基き国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

第六条第三項中「算定基準及び補助の比率」を「及び算定基準」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後のへき地教育振興法第五条の二及び第五条の三の規定に基くへき地手当に関する条例（以下「条例」という。）制定にあたっては、都道府県は、当該都道府県内のへき地学校に勤務する教員及び職員のうちに、条例の施行により、条例の規定によるへき地手当の月額が当該手当に相当する従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生ずることとなるときは、これらの教員及び職員につき不利益な結果が生じないように必要な経過的措置を当該条例において定めなければならない。

理 由

へき地教育の振興を図るため、へき地手当に関する基準を定めるとともに、国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大し、かつ、補助率を二分の一とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四、公共企業体等労働関係法の一部

を改正する法律案

○これは三公社五現業の職員のスト権回復に関する法律案である。

公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「職員の組合」を「専従職員」に、「团体交渉等」を「予算上不可能な支出を内容とする協定」に「争議行為（第十七条・第十八条）」を「削除」に改める。

第一条第一項を次のように改める。

この法律は、公共企業体又は国の経営する企業に係る労働争議の迅速且つ公正な調整を図ることによって、公共の福祉を増進し、擁

護することを目的とする。

第一条第二項中「経済的紛争」を「労働争議」に改める。

第二条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(他の法律との関係)

第三条 公共企業体等の職員（以下第二十五条の二第三項の場合を除き、「職員」という。）に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定のないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）（第十八条から第三十二条まで、第百七十四号）（第十八条から第三十二条まで、第百七十四号）の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第八条の二、第二十一年法律第二十五号）（第八条の二、第二十一年法律第二十五号）の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第八条の二、第二十一年法律第二十五号）の規定を除く。）

十条から第二十六条まで、第二十九条から第三十四条まで及び第四十三条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、

労働組合法第五条第一項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「この法律に規定する手続」とあるのは「この法律並びに公共企業体等労働関係法第二十条第二項及び第二十五条の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第二十五条の五に規定する救済」と、第七条第四号中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会と、「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」とあるのは「公共企業体等労働関係法」と、第十一条第一項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会と読み替え、労働関係調整法第五条及び第九条中「労働委員会」、第三十五条の二第二項中「中央労働委員会（船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。）」並びに同条第三項及び第三十五条の三第一項中「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、同条第二項中「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第三十条各号」とあるのは「公共企業体等労働関係法第三十三条各号」と、同条第三項中「第十八条各号」とあるのは「公共企業体等労働関係法第二十七条各号」と、第三十五条の四中「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」である。

と、第三十七条第一項及び第四十二条中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替えるものとする。
第二章を次のように改める。

第二章 専従職員

第四条から第六条まで 削除

(専従職員)

第七条 公共企業等は、あらかじめ組合と協議して定める一定数の職員が、組合の役員又は事務員としてもっぱら組合の事務に従事することを認めなければならない。この場合においては、公共企業等は、当該職員に対して給与を支給してはならない。

第三章 予算上不可能な支出を内容とする協定

第八条から第十五条まで 削除

(予算上不可能な支出を内容とする協定)

第十六条 公共企業体等の予算上不可能な資金の支出を内容とする協定が締結されたときは政府は、その締結後十日以内に当該協定を履行するためには、同項の協定に基いて同項の資金を支出することができない。

2 公共企業体等は、前項の協定が予算上履行可能となるまでは、同項の協定に基いて同項の資金を支出することができない。
第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十七条及び第十八条 削除

第二十条第二項及び第三項中「意見をきいて」を「同意を得て」に改める。

第二十五条の三第一項中「第四条項及び」及び同条第二項中「公共企業体等の」を削る。

第二十五条の五第四項及び第五項を削る。

第二十六条第一項中「その職員」を「職員」に、「紛争」を「労働争議」に改め、同条第五項中「昭和二十一年法律第二十五号」を削る。

第三十二条中「第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項から第三項」を「第二十二条から第二十六条」に改める。

第三十三条第三号から第五号までを削る。

第三十五条を次のように改める。

(予算上下可能な支出を内容とする仲裁裁定)

第三十五条 第十六条の規定は、公共企業体等の予算上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

第三十九条中「及び第三十三条第五号」を削る。

第四十条第一項中「第二条第二項第二号の職員(第四条第一項但書に規定する者を除く。)」

を「第一条第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員(労働組合法第二条第一号に規定する者を除く。)」に、同項第一号中「及び附則第十六条」を、「第二百条及び附則第十六条」に、同条第二項中「第二条第項第二号の職員」を「第二条第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員」に、「第七条の規定に基づく許可を得て」を「第七条の規定により」に、同条三項中「第二条第一項第二号の企業及び同条第二号の職員」を「第二条第二号の企業及び同条同号の企業に勤務する一盤に属する国家公務員」に、同条第四項中「第二条二項第二号の職員」を「第二条第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

(旧法により係属している仲裁に係る事件に関する経過規定)

2 この法律の施行の際、現に改正前の公共企業体等労働関係法(以下「旧法」という。)の規定により公共企業体等労働委員会に係属している仲裁に係る事件は、改正後の公共企業体等労働関係法(以下「新法」という。)の規定に基いて係属しているものとすみなす。

(旧法による仲裁裁定に関する経過規定)

3 公共企業体等労働委員会が旧法の規定に基いて行つた仲裁裁定については、この法律施行後も、なお、従前の例による。

(解雇処分に関する経過規定)

4 この法律の施行前に旧法第十七条の規定に違反する行為をしたことの故をもつて旧法第十八条の規定により解雇された者について

は、当該行為がこの法律の施行後においては労働組合の正当な争議行為とされる行為に該当していたものであり、かつ、この法律の施行の日(この法律の施行の日から一ヶ月以内の日を含む。)において当該解雇について紛争が生じている場合に限り、その者は、労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて解雇されたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした旧法第十七条の規定に違反する行為であつて、この法律の施行後においては労働組合の正当な争議行為とされる行為に該当するものについては、当該行為に対し適用されるべき他の法令の罰則は、この法律の施行の日において、廃止されたものとみなす。

(郵政省設置法の一部改正)

6 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号の三中「及び仲裁」を削る。

7 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号及び第二十七条第一項第三号中「及び仲裁」を削る。

(労働省設置法の一部改正)

8 労働省設置法(昭和二百年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「及び仲裁」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

9 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

(公職選挙法の一部改正)

四 公共企業等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員で政令で指定するもの。

第八十九条第三項中「第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。

公共企業体等労働関係法は占領中の特殊な事

情のもとに制定されたものであり、憲法の保障する基本的権利を著しく制約するものであるから、すみやかに改正する必要がある。のみならず、争議權禁止の代償としての仲裁制度は、その実施状況を見るに充分にその趣旨を發揮するにいたつていなかることにかんがみ、むしろ争議權の行使を認めることによつて労使の公正な関係を実現させることが適当である。これが、この法律案を提出する理由である。

五、地方公営企業労働関係法の一部

を改正する法律案

○これは地方公営企業体のスト権回復の法律案である。

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の經營する企業に係る労働争議の公正な調整を図ることによつて、住民の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

第二条中「紛争」を「労働争議」に改める。

第四条中「第七条第一号但書、第八条及び」及び「（第九条、第十八条、第二十六条第四項、第三十条及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）」を削る。

第五条を次のように改める。

第六条 削除
（専従職員）
第六条 地方公営企業は、あらかじめ組合と協議して定める一定数の職員が、組合の役員又は事務員としてもっぱら組合の事務に従事することを認めなければならない。この場合においては、地方公共企業は、当該職員に対していかなる給与も支給してはならない。

第七条 削除
第十条を次のように改める。
（予算上不可能な支出を内容とする協定）
第十条 地方公営企業の予算上、不可能な資金の支出を内容とする協定が締結されたときは地方公営団体の長は、その締結後十日以内に

当該協定を履行するために必要な予算を当該地方公共団体の議会に提出しなければならない。ただし、地方公共団体の議会が閉会中のとき、又は当該予算を再度提出するときは議会召集後五日以内にしなければならない。
2 地方公営企業は、前項の協定が予算上履行可能となるまでは、同項の協定に基いて同項の資金を支出することができない。

第十一條から第十五条までを次のように改める。

第十六条中「又は資金上」を削る。

第十七条中「第五条第一項但書」を「労働組合法第二条第一号」に改める。

附則第四項後段を次のように改める。

この場合において、第六条、第十条及び第十六条中「地方公営企業」とあるのは、「地方公共団体」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

（旧法により係属している事件に関する経過規定）

2 この法律の施行の際、現に改正前の地方公営企業労働関係法（以下「旧法」という）の規定により労働委員会に係属している事件は改正後の地方公営企業労働関係法（以下「新法」という）の規定に基いて係属しているものとみなす。

（旧法による仲裁裁定に関する経過規定）
3 労働委員会が旧法の規定に基いて行つた仲裁裁定については、この法律の施行後もなお従前の例による。

（解雇処分に関する経過措置）
4 この法律の施行前に旧法第十七条の規定に違反する行為をしたことの故をもつて旧法第十二条第一項の規定により解雇された者については、当該行為がこの法律の施行後においては労働組合の正当な争議行為とされるものに該当していたものであり、かつ、この法律の施行の日（この法律の施行の日から一箇月以内の日を含む。）において当該解雇について粉争が生じている場合に限り、その者は、労

働組合の正当な行為をしたこととの故をもつて解雇されたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした旧法第十一條の規定に違反する行為であつて、この法律の施行後においては労働組合の正当な争議行為とする行為に該当するものについては、当該行為に対し適用されるべき他の法令の罰則は、この法律の日において、廃止されたものとみなす。

(労働省設置法の一部改正)

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のよう改正する。

第四条第十九中「及び仲裁」を削る。

理 由

地方公営企業労働関係法は、公共企業体等關係法と同じく、占領中の特殊な事情のもとに制定されたものであり、憲法の保障する基本的権利を著しく制約するものであるから、すみやかに改正する必要がある。のみならず、従来の法の運営の実情は正常な労使関係の確立に資していない。よつて、むしろ争議権の行使を認めることによつて労使の公正な関係を実現させることが適当である。これが、この法律案を提出する理由である。

六、駐留軍関係離者等臨時措置法案

○これは最近の駐留軍引上げにともなう解雇者に対する万全の措置をとるための法律案である。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、日本国に駐留するアメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の撤退等に伴い多数の労務者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみこれらの者に対し特別措置を講じ、もつてその生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「駐留軍関係離職者」とは、次の各号に掲げる者であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊以下單に「アメリカ合衆国の軍隊」という。)

の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国際連合協定」という。）に基き本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊（以下単に「国際連合の軍隊」という。）の撤退に伴い、離職を余儀なくされたものをいう。

一 アメリカ合衆国の軍隊に労務を提供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の安保全保障条約第三条に基く行政協定（以下「行政協定」という。）第十二条第四項の規定及び調達庁設置法昭和二十四年法律第百二十九号）第四条第十三号の規定により調達庁

二 行政協定第十五条第一項(A)前段に規定する諸機関が雇用する者

三 もつばら、アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるため、個人又は法人が雇用する者

四 国際連合の軍隊に労務を提供するため、国際連合軍協定第十四条第六項の規定及び調達庁設置法第四条第十三号の規定により調達庁長官が締結した契約に基き国が雇用していた者

五 国際連合軍協定第九条第一項前段に規定する諸機関が雇用していた者

六 もつばら、国際連合の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるため、個人又は法人が雇用していた者

七 前各号に掲げる者に準ずる者であつて政令で定めるもの

第二章 駐留軍関係離職者等対策審議会
(設置)

第三条 駐留軍関係離職者等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第四条 審議会は、会長及び委員十七人以内をもつて組織する。

2 会長は、總理府總長官をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 外務事務次官

二 大蔵事務次官

三 農林事務次官

- 四 通商産業事務次官
五 運輸事務次官
六 労働事務次官
七 建設事務次官
八 調達府長官
九 自治事務次官
十 防衛事務次官
十一 中小企業庁長官
十二 学識経験がある者の中から内閣総理大臣が任命する者三人以内
十三 駐留軍関係離職者の意見を代表する者三人以内
内
4 前項第十二号及び第十三号に掲げる委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 第三項第十二号及び第十三号に掲げる委員は、再任されることができる。
6 会長及び委員は、非常勤とする。
(権限)
- 第五条 審議会は、関係各大臣の諮問に応じてこの法律の施行に関する重要事項その他駐留軍関係離職者等の対策に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に關して関係行政機関に建議する。
(資料の提出等)
(庶務)
- 第六条 関係行政機関の長は、審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。
- (政令への委任)
- 第七条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。
- 第八条 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置
(職業補導についての特別措置)
- 第九条 駐留軍関係離職者並びに現に第二条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる者に該当する労務者に対する職業補導については公共職業補導所の設置、新たな補導種目の追加、夜間における職業補導特別の措置が講ぜられるものとする。

- 2 国は、前項の特別の措置を要する経費について、政令の定めるところにより、その全額を負担する。
(駐留軍関係離職者のための住宅)
- 第十一条 アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）に規定する国有財産をいう。以下同じ。）及びその他の国有財産で第二条第一号に掲げる者の住宅の用に供されていたものは、駐留軍関係離職者の就職を容易にするため必要がある場合においては、その住宅の用に供するよう配慮されなければならない。
(返還国有財産の無償貸付等)
- 第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有財産を、駐留軍関係離職者が有する株式又は出資の金額の合計額がその資本の額又は出資の総額の百分の八十以上に相当する法人に対し、他の法令の規定にかかわらず、五年間に限り、無償で貸し付けることができる。
- 2 前項の貸付を受けた法人は、当該国有財産を所管する各省各庁の長（国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）に対し、当該貸付を受けた国有財産の管理の状況及び当該法人の業務に關し、報告しなければならない。当該法人が前項の条件に該当しなくなつた場合も、同様である。
- 3 各省各庁の長は、第一項の貸付を受けた法人が前項の報告をせず、重要な事項に關し虚偽の報告をし、若しくは第一項の条件に該当しなくなり、又は当該貸付に係る国有財産の管理若しくは当該法人の業務の成績が良好でないと認めたときは、当該貸付に係る契約を解除することができる。
- 4 国は、第一項の貸付をした場合において、当該貸付に係る国有財産の管理及び当該貸付を受けた法人の業務の成績が良好であるときは、当該国有財産を当該法人に對し、の政令定めるところにより、適正な価額で譲渡することができる。
(資金の融通のあつせん)
- 第十二条 関係行政機関は、駐留軍関係離職者の經營する事業又は前条第一項に規定する法人又は従業員の過半数が駐留軍関係離職者で

ある個人若しくは法人の經營する事業その他
多数の駐留軍関係離職者が関係している事業
が円滑に運営されるようにするため、その事
業に必要な資金の融通のあつせんに努めなけ
ればならない。

(特別給付金の支給)

第十三条 政府は、昭和三十二年六月二十二日
前から引き続き二箇月をこえる期間第二条第
一号に掲げる者に該当する労務者が、同日以
後においてアメリカ合衆国の軍隊撤退、移動
部隊の縮少又は予算の削減その他第二条(第
七号を除く。)の政令で定める事由の発生に伴
い離職を余儀なくされた場合には、その者に
対し、政令の定めるところにより、特別の給付
金を支給する。

2 特別給付金の額は、五万円とする。

(移転費の支給)

第十四条 昭和三十二年六月二十二日前から引
き続き二箇月をこたえる期間第二条第一号に
掲げる者に該当する労務者が、同日以後アメ
リカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少
又は予算の削減その他第二条(第七号を除
く。)の政令で定める事由の発生に伴い離職を
余儀なくされ、当該離職の日から引き続き職
業につくことができない状態にある場合にお
いて、公共職業安定所の紹介した職業につく
ため、昭和三十三年四月一日以後において、
その住所又は居所を変更する必要があるとき
は、失業保険法(昭和二十二年法律第百四十
六号)第二十七条の規定により移転に要する
費用の支給を受ける場合を除き、政府は、同
法同条の規定の例により、当該離職をした者
及びその者により生計を維持している同居の
親族(届出をしないが、事實上その者と婚姻
関係と同様の事情にある者を含む。)の移転に
要する費用を支給する。

2 失業保険法第二十三条の二の規定は、前項
の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定
めて準用する。

(政令への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、この章
の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定
める。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律(第十四条第二項を除く。)は、公
布の日から起算して五年を経過した日にその
効力を失う。ただし、その日において第十一
条第一項の規定による国有財産の貸付を受け
ている法人については、同条の規定は、その
日以後も、なおその効力を有する。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十
七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中雇用審議会の項を

雇用審議会

雇用審議会設置法(昭和三十二

年法律第六十一号)の規定によりその権限

に属せしめられた事項を行うこと。

駐留軍関係離職者等対策審議会 駐留軍関係

離職者等の対策に関する重要な事項に關し、
関係各大臣の諮詢に応じて調査審議し、及
び関係行政機関に建議すること。

に改める。

4 (調達庁設置法の一一部改正)

調達庁設置法の一部を次のように改正す
る。

第四条第十七号の次の一号を加える。

十
七
の
二
駐
留
軍
関
係
離
職
者
等
時
措
置
法
(昭
和
三
十二
年
法
律
第
二
号
)

の規定に基き、駐留
軍関係離職者に対し、特別給付金を支給す
ること。

第九条第二号中「給与」の下に「特別給付金
の支給を含む。」を加える。

(労働省設置法の一一部改正)

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十
二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号の次の次の一号を加え
る。

七の二 駐留軍関係
離職者臨時措置法(昭
和三十二年法律第
二号)の規定により駐留
軍関係離職者の移転に要する費用の支給に
関すること。

日本国に駐留するアメリカ合衆国及び国際連
合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労務者が特定
の地域において一時に離職を余儀なくされるこ

と等の実情にかんがみ、これらの者の生活の安定に資するため、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

七、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

○これは、公務員の期末手当を二ヶ月分支給とする法律案である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改

正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の四第二項の改正規定中「百分の二百六十」を「百分の三百」に改める。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

八、国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員に対する期末手当に関する法律案

○これは日雇労働者に期末手当を支給する法律案である。

(国の雇用した職員に対する期末手当)

第一条 国は、六月十五日又は十二月十五日以後それぞれの月内に共同職業安定所から失業者として失業対策事業に紹介を受け国に最初に雇用された職員で、六月十五日又は十二月十五日前四箇月間に失業対策事業に雇用された日数が十四日以上である者に対し、期末手当として、六月においては六月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十倍に相当する額を、十二月においては十二月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十五倍に相当する額を支給する。

(地方公共団体の雇用した職員に対する期末手当)

第二条 地方公共団体が、六月十五日又は十二月十五日以後それぞれの月内に公共職業安定所から失業者として失業対策事業に紹介を受け当該地方公共団体に最初に雇用された職員で、六月十五日又は十二月十五日前四箇月間に失業対策事業に雇用された日数が十四日以上である者に対し、期末手当を支給する場合には、国は、当該地方公共団体に団し、当該

支給に要する費用につき、六月においては六月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十五倍に相当する額（支給した期末手当の額が当該十五倍に相当する額に満たない場合は当該支給額）の、十二月においては十二月十五日以後における当該最初に雇用された日に支払われた賃金の額の十五倍に相当する額（支給した期末手当の額が当該十五倍に相当する額に満たない額には当該支給額）の、それぞれ五分の四を補助する。

(省令への委任)

第三条 この法律に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇用した職員の生活実態にかんがみ、国は雇用した当該職員に対し期末手当を支給するとともに地方公共団体がその雇用した職員に対し期末手当を支給する場合にはその費用の一部を補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

九、昭和三十二年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

○これは、期末手当、賞与等を五千円まで免稅にする法律案である。

1 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）

第一条第一項の規定に該当する個人が昭和三十二年十二月一日から同月三十一日までの間に同法の施行地において給与の支払をなす者

(当該個人が同法第三十九条第一項又は第二項の規定により昭和三十二年中に支払を受けける昭和三十一年の年末賞与及び年末賞与の性質を有する給与（以下これらを「年末の賞与」と総称する）の金額の合計額が五千円以上である場合においては、当該年末の賞与については、五千円を限り、所得税を課さない

い。

2 前項に規定する個人が支払を受ける年末の賞与の金額の合計額が五千円に満たない場合においては、その年末の賞与につき所得税を

2 前項の防止区域を指定しようとするときは地すべり対策審議会の意見を聞かなければならぬ。

(施設計画の樹立)

第五、都道府県知事は、防止区域の地すべり等の防止に関する施設計画（以下「施設計画」という）を作成して主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の施設計画には次に掲げる事項を含まなければならない。

一、地すべりの予報観測に関すること。

二、家屋、収納舎、その他施設の移転に関すること。

三、地すべり防止施設の新設、改良に関すること。

四、防止区域内の公共施設の配置に関すること。

五、工作物の設置及び農地その他農林用施設の利用の制限又は禁止に関すること。

（標識の設置）

第六、都道府県知事は、第三により防止区域が指定されたときは、その区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

（防止区域の管理）

第七、都道府県知事は、地すべり等の防止に関する施設（以下「防止施設」という）の新設又は改良及び防止区域内の砂防施設、保安施設、その他公共土木施設又は農林業施設等の管理を行う。

第八、主務大臣は、工事が二府県以上にまたがり又は規模が著しく大きなとき、或いは高度の技術を必要とするときは、自ら防止施設の新設又は改良に関する工事を施行することができる。

（行為の禁止制限）

第一、この法律は、地すべりによる災害を防止し、もつて国土の保全、民生の安定及び農林業の経営を擁護することを目的とする。

（定義）

第二、（略）

（調査）

第三、主務大臣及び都道府県知事は地すべりのおそれのある地帯（以下「地すべり地帯」という）につき、必要な事項を調査するものとする。

（防止区域の指定）

第四、主務大臣は、都道府県知事の申請に基いて、地すべり地帯のうち一定の区域を地すべり防止区域（以下「防止区域」という）として指定する。

（家屋移転の勧告等）

第十、都道府県知事は、防止区域内における居住者の安全を図るために緊急を要するとき

1 一定の期限を附し、家屋及び収納舎その他の施設（以下「家屋等」という）の所有者に對して、その移転又は除却或いは居住者に対して住居の移動を勧告することができる。

2 都道府県知事は、地すべりを促進するおそれのある工作物の移転又は除却を命じ若しくは勧告することができる。

（警報施設の設置）

第十一、都道府県知事は、必要があるときは、地すべりの危険を予報する自動警報器を設置する。

（避難命令）

第十二、都道府県知事は、地すべり等により著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難のため立退くべきことを命ずることができる。

（土地の立入等）

第十三、（略）

（土地利用計画）

第十四、防止区域をその区域内に含む市町村、土地改良区その他の団体は、施設計画を勘案して土地利用計画を作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項の土地利用計画には、次の事項を含むものとする。

一、土地の利用区分（森林、田、畑、樹園地等）に関する事項。

二、農山村の家屋等の配置に関する事項。

三、集団移転に伴う聚落の道路、給水施設等の整備に関する事項。

四、農道等の整備に関する事項。

五、前各号に伴う農地の改良及び農業用施設の整備に関する事業に関する事項。

六、その他農林業經營の擁護に関する事項。（土地の斡旋）

第十五、農業委員会は、土地利用計画に基いて農山村民が家屋等を移転する場合に必要があるときは、敷地の斡旋を行う。

2 農業委員会は、防止区域内の農地又は採草放牧地（以下「農地等」という）の所有者から家屋移転の際申出があるときは、土地利用計画に基いて、その農地等の売渡について斡旋を行い、必要がある場合には、買受けを希望する者に対し自作農維持創設資金の融通を

斡旋するものとし、斡旋の結果買受人がないときは、主務大臣は、自作農創設特別措置法特別会計においてその農地の買収を行う。（入植の斡旋等）

第十六、主務大臣は、防止区域内の農地の耕作者から申出があるときは、その耕作者に対しても開拓地への入植の斡旋を行い、一般入植者として取扱う。特に海外移住に対する特別の措置を講じ積極的に斡旋する。（移転の融資助成等）

第十七、国は、第九の勧告に応じて家屋等を移転又は除却しようとする者（以下「移転者等」という）に対し、住宅金融公庫法による資金の貸付について家屋の床面積等は從來の規模を基準とし、収納舎、畜舎等の施設は家屋に準じて取扱い、災害の場合と同じ特例を設けるとともに、これらの者を入居させるため公営住宅を建設する事業主体に対し公営住宅法による費用の助成を現行の三分の二から四分の三に引上げ、その建設基準は從來の規模を基準とするよう特別の助成措置及び特例を講ずるものとする。

2 前項の貸付金の利子について、都道府県はその全額（註）市町村三分の一を補給することとし、国はその三分の一を補助する。

3 都道府県知事は、移転等に要する費用に対し、家屋については四分の一、収納その他施設については三分の一を補助することとし国はその二分の一を補助する。

（II 註 II 移転等の費用は家屋について坪二万三千円、収納舎その他施設は坪一万二千円（補助金の交付）

第十八、国は、都道府県の行う防止区域における防止施設の新設又は改良及び工作物の移転又は除却に要する費用についてその四分の三の補助金を交付する。

2 国は、市町村その他の団体が土地利用計画に基いて行う農道の新設、改良又は農地の改良及び農業用施設の整備或いは区劃整理等に要する費用についてその三分の二の補助金を交付する。

3 国は、都道府県の行う地すべり地帯の調査防止区域の管理、標識の設置、自動警報器の設備及び土地利用計画に基いて行う道路、給

水施設等の整備に要する費用についてその二分の一の補助金を交付する。

(地方分担金)

第十九、第七により主務大臣の施行する防止施設の新設又は改良に要する費用については、都道府県はその四分の一を負担する。

(災害復旧の特例) 第二十、防止区域内に発生した災害復旧の事業に対しては「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助暫定措置に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧費国庫負担法」に高率補助適用の特例を設ける。

(監督)

第二十一、(略)

(審議会の設置)

第二十二、地すべり等に関する重要な事項を調査審議し、関係行政庁に建議するため経済企画庁に地すべり対策審議会を置く。

(附則)

一、山崩れ、ガケ崩れ又はボタ山の崩壊による災害を防止するため特に必要ある場合は本法を準用することができる。とくに所有権者の不明なボタ山に対しては地すべり対策と同様に取扱う。

十一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

法律の一部を改正する法律案

(32・11・7)

十三、寄附募集の規制に関する法律案
(目的)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「政令で定めるもの」の下に「並びに漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する区画漁業権に属する漁場」を加える。

第二条第六項及び第七項中「十萬円」を「五萬円」に改める。

第三条第三項に次の一号を加える。

五 共同利用施設に係るもの当該部分の十分の五

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年六月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

十二、昭和三十二年六月及び七月の水害による公共土木施設の災害であつて政令で指定する地域に発生したものに關し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)を適用するについては、同法第六条第一項第一号中「十五万円」とあるのは「十万円」と「十万円」とあるのは「七万円」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する公共土木施設の災害に關する災害復旧事業であつてこの法律の施行前に行つたものについても適用する。

理 由

昭和三十二年六月及び七月の水害による公共土木施設の災害復旧事業を促進するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用に関し特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一条 この法律は、寄附募集が公明かつ適正に行われることを確保することにより寄附募集の健全化を図り、もつて地方公共団体の住民の経済的負担の過重をきたさないようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「寄附募集」とは後援費、賛助費、分担金その他いづれの名義をもつてするかを問わず、多数人に對して、特定の行事、施設その他の事業に出えんさせる目的をもつて金銭、物品その他財産上の利益(以下「募集金品等」という)供与若しくは交付又はその供与若しくは交付の約束(党費、会費その他債務の履行としてなされるものを除く)を促す行為をいう。

(寄附募集の許可)

第三条 寄附募集を行う場合には、その責任者は、寄附募集を行おうとする区域の属する市町村の長に対し、当該市町村の区域にかかる次に掲げる事項を記載した文書を提出して、あらかじめ、その許可を受けねばならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

一 寄附募集の責任者の住所、氏名、年令及び職業(法人その他の団体にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 寄附募集の目的及び方法

三 募集金品等の目標額及び目標数量

四 寄附募集を行おうとする区域及び期間

五 寄附募集に要する経費の概算

六 寄附募集に従事する者の住所、氏名、年令及び職業

七 募集金品等の管理及び処分の方法

2 寄附募集を行おうとする区域が二以上の市町村にわたる場合においては、寄附募集の全容に関し参考となる事項を記載した書類

3 市町村長は、次の各号の一に掲げる理由があると認めるときは、寄附募集の許可をしてはならない。

一 寄附募集の目的、方法その他第一項各号に掲げる事項につき不適当なものがあるとき。
二 市町村の住民の経済的負担が著しく過重となるおそれがあるとき。

4 市町村長は、第一項の規定による許可の申請に対する決定をするには、寄附募集審査会の意見を聞かなければならない。

5 市町村長は、寄附募集審査会から前項の規定に基づく審査の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。
(寄附募集の届出)

第四条 街頭募金の方法又は文書図画の頒布若しくは掲示、放送その他一般的周知方法のみにより寄附募集を行う場合においては、その責任者は、前条第一項の規定にかかわらず、寄附募集を行おうとする区域が一の市町村の区域内である場合においては当該市町村長に

二以上の市町村の区域にわたる場合においては当該区域の属する都道府県の知事に、二以上上の都道府県の区域にわたる場合においては自治庁長官に、あらかじめ、文書で届け出で寄附募集を行うことができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(適用除外)

第五条 法人その他の団体又はその構成員(職員その他の従業者を含む。以下本条において同じ。)が当該法人その他の団体の構成員に対して行う寄附募集については、この法律の規定は、適用しない。ただし、部落会、町内会その他これに類する地域的団体及び地域性質を有する後援会、賛助会、青年会、婦人会その他これに類する団体で政令で定めるもの又はこれらの構成員が、当該団体の構成員に対して戸別訪問の方法又は募集金品等の割当の方法(これに類する方法を含む。)によつて行う寄附募集については、この限りでない。

第六条 国又は地方公共団体の行う寄附募集、政党その他の政治活動のための寄附募集及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)その他の法律の規定により認められた寄附募集についてこの法律の規定は、適用しない。

(寄附募集の公表)

第七条 市町村長は、第三条の規定による許可をしたときは、寄附募集の責任者にその許可の証明書を交付するとともに、同条第一項各号に掲げる事項につき、その要旨を公表しなければならない。

2 市町村長、都道府県知事又は自治庁長官は第四条の規定による届出を受理したときは、寄附募集の責任者にその届出受理の証明書を交付するとともに、同条第二項の規定による届出の要旨を公表しなければならない。

3 前二項の規定による公表は、市町村長においては、そのあらかじめ告示で定めたところの周知させ易い方法により、都道府県知事においては都道府県の公報により、自治庁長官においては官報により、これをしなければならない。

(寄附募集審査会)

- 第八条 市町村長の諮問に応じ、寄附募集に関し審査を行わせるため、市町村に寄附募集審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、寄附募集に関し、市町村長に対して意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、学識経験のある者及び産業団体、労働団体、文化団体その他の団体の構成員のうち識見の高いもので当該市町村の区域内に住所を有するものうちから、市町村長が、任命する委員七人以内で組織する。
 - 4 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任期の残任期間にとする。
 - 5 委員は再任されることができる。
 - 6 審査会に、会長一人を置く。会長は、委員が互選する。
 - 7 前各項に期定するものほか、審査会に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。
(寄附募集の場合の制限)
- 第九条 寄附募集の責任者又は寄附募集に従事する者は、次の各号を遵守しなければならぬ。
- い。
- 1 寄附募集を行う場合には、第七条第一項又は第二項の規定により交付する許可の証明書若しくは届出受理の証明書又はこれらの写を携帶し、関係人の請求があつたときは、提示すること。
 - 2 寄附募集を行うに當つては、強制にわたる行為をしないこと。
 - 3 募集金品等を寄附募集の目的以外に処分し、又は使用しないこと。
 - 4 (関係書類の備付及び提出)
- 第十一条 寄附募集の責任者は、總理府令で定めることにより、必要な帳簿書類を整え、募集金品等の現在高その他必要な事項を明らかにしておかねばならない。
- 2 市町村長、都道府県知事又は自治庁長官はその許可又は届出にかかる寄附募集に関し必要があると認めるときは、当該寄附募集の関係書類の提出を命ずることができる。
 - 2 (寄附募集に関する報告)
- 第十二条 寄附募集の責任者は、募集金品等の

- 処分を完了したときは、すみやかに、總理府令で定めるところにより、その結果を当該寄附募集の許可又は届出にかかる市町村長、都道府県知事又は自治庁長官に報告しなければならない。
- 2 市町村長、都道府県知事又は自治庁長官は前項の報告を受けたときは、その要旨を公表しなければならない。
 - 3 第七条第三項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
 - 2 (寄附募集の停止等)
- 第十三条 市町村長、都道府県知事又は自治庁長官は、その許可又は届出にかかる寄附募集に關し、当該寄附募集の責任者又は当該寄附募集に従事する者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基く行政府の处分に違反したとき、又は当該寄附募集に従事する者がこの法律若しくはこれに認められるときは、当該寄附募集の責任者に對し、必要な措置をとるべきことを命じ、又はその寄附募集の停止を命ずることができること。
- (罰則)
- 第十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。
- 1 第三条第一項の規定により許可を受けないで寄附募集を行つた者
 - 2 第四条の規定による届出をしないで寄附募集を行つた者
 - 3 第九条第二号及び第三号の規定に違反した者
 - 4 第十二条に規定する停止の命令に違反した者
- 第十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に處する。
- 1 第九条第一号の規定に違反して寄附募集の許可の証明書若しくは届出受理の証明書又はこれらの写の提示を拒んだ者
 - 2 第十条第一項の規定による帳簿書類の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
 - 3 第十一条第一項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

代理人、使用人その他の従来員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(都の特例)

第十六条 この法律又はこれに基く命令の規定の適用については、特別区は、市町村とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭三十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 附則第六項に規定する場合を除くほか、この法律の施行の際現に行つていてる寄附募集であつて第三条の規定による許可又は第四条の規定による届出を要すべきものについては、本則の規定にかかわらず、その責任者は、当該寄附募集を行うことができる。

3 前項の規定による寄附募集の責任者は、当該寄附募集の期間（その期間が、この法律の施行の日から三月以上にわたるものにあつては三月）内に、政令で定めるところにより、市町村長、都道府県知事又は自治庁長官に届出をしなければならない。

4 前項の規定により届出をした場合においては、その寄附募集の責任者は、その届出の日において第三条の規定による許可を受け、又は第四条の規定による届出を行つたものとなし、この法律の規定を適用する。

5 寄附募集の規制に関する地方公共団体の条例は、この法律の施行と同時に、その効力を失う。

6 この法律の施行の際現に前項の条例の規定により行つている寄附募集については、なお従前の例による。

7 附則第五項の規定による条例の失効前にした寄附募集及び前項の規定により従前の例によることとされた寄附募集に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自治府設置法の一部改正)

8 自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 寄附募集の規制に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の施行に関すること。

十四、外国人登録法の一部を改正する法律（審議未了）

○指紋問題を解決するための法律案である。

外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号中（在留期間をいう）の下に「以下同じ。」を加える。

第十四条第一項中「外国人」の下に「（出入國管理令第九条第三項の規定により一年に満たない在留期間を決定された者、同令第二十二条の二第三項において準用する同令第二十条第四項の規定により旅券に一年に満たない在留期間の記載を受けた者及び十四歳に満たない者を除く。）」を加え、同条第二項中「前項前段」を「第一項前段、第二項前段、第三項前段又は前項前段」に、「同項に規定する」を「第一項から前項までに規定する」に、「同項後段」を「第一項後段、第二項後段、第三項後段又は前項後段」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 出入國管理令第九条第三項の規定により一年に満たない在留期間を決定された外国人（十四歳に満たない者を除く。）又は同令第二十二条の二第三項において準用する同令第二十条第四項の規定により旅券に一年に満たない在留期間の記載を受けた外国人（十四歳に満たない者を除く。）で、同令第二十条第四項の規定により旅券に在留期間の書換を受けたため、若しく同令第二十二条第三項の規定により在留期間の更新を許可されたため本邦に在留することができる期間が一年以上になることとなつたもの又は同令第二十二条第二項の規定により永住を許可されたものは、第三条第一項の申請又は当該在留期間の書換を受けた当該在留期間の更新を許可され、若しくは当該永住を許可されたことにより行う第九条第一項の申請をする場合に、前項に規定する書類に指紋を押なつしなければならない。第十

五条の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

○これは、補正予算三案に対する社会党の組替案である。

3 前項に規定する者は、同項に規定する指紋の押なつをした後において第六条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の申請をする場合には、第一項に規定する書類に指紋を押なつしなければならない。第十五条の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

4 本邦に上陸した日又は本邦において外国人となつた日若しくは出生その他の事由により出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつた日において十四歳に満たない者であつた外国人は、第六条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項の申請をする場合において十四歳以上であり、かつ、その時においてその上陸した日又は外国人となつた日若しくは出生その他の当該事由が生じた日から一年以上本邦に在留するときは、当該申請をする場合に、第一項に規定する書類に指紋を押なつしなければならない。第十五条の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に本邦に在留する外国人については、なお従前の例による。

理 由

最近における諸種の情勢にかんがみ、外国人登録法中の指紋の押なつに関する規定を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十五、昭和三十二年度一般会計予算

補正(第1号)

昭和三十二年度特別会計予算補正

正(特第3号)及び昭和三十二年

度政府関係機関予算補正(機第2号)の編成替を求めるの動議

昭和三十二年度一般会計予算補正(特第3号)及び昭和三十二年度政府関係機関予算補正(機第2号)については、政府は撤回し、左記要綱により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動機を提出する。

昭和三十二年十一月七日

記

一 政府の予算補正是、一般会計予算では世界銀行借款の受入れ保証、特別会計予算では輸出手形保証限度の拡大、政府関係機関予算では中小企業金融における繰上げ融資分の補てんを主とした新規融資の計上の三項目のみを内容としている。これは前国会終了以来、長野、岐阜及び九州地方の自然災害、政府の経済政策の失敗を原因とする常用雇用の減少と完全失業者の増加、駐留軍関係労務者の大量失業、政府の消費者物価のつり上げによる勤労国民の家計圧迫等、深刻なる情勢変化が相ついで起つている事実を無視しているものである。今回の補正予算編成は、緊急支出が必要である経費の歳出を中心に行うべきである。

二 一般会計予算関係

1 災害復旧等事業費 一、五〇〇

本年六月以降の風水害、冷害等(主として長野、岐阜地方及び九州地方)の復旧費が不足している現状にかんがみ、その必要額として十五億円を計上する。

2 地すべり対策費 一、五〇〇

地すべり地帯の防止施設、家屋移転が緊急を要するので、これに要する経費として十五億円を計上する。

3 失業対策費

(1) 失業対策事業の吸収人員増加 二、九一〇

政府のデフレ政策の被害として、八月以来常用雇用は減少し、完全失業者は増加しているのにかんがみて、失業対策事業の一目当たり吸収人員を明年一月三月は三十五万人(現行二十二万五千人)に増加し、就労

日数を一箇月二十五日（現行一月平均二十二日）とする。これの必要額二十九億一千万円を計上する。

(2) 失業対策日雇労働者の年末手当増額

六一三

消費者物価の上昇と公務員年末手当の増額と相まち、かつ、日雇労働者の低賃金の実情にかんがみ、年末手当八日分（現行七日分）を増額し、これの必要額六億一千三百万円を計上する。

4 駐留軍労務者対策費

本年度は駐留軍労務者の解雇は明年三月末までに最低五万五千人と予想されているのでこれが対策として臨時措置法案を成立せしめ予算措置としてこれに必要な経費二十七億九百万円を計上する。

特別支出金

二、二五〇

一人当たり五万円、四万五千人

国営職業補導所費

二九九

労務者住宅建設費

二〇〇

二千世帯分の国有財産施設改造費

（一世度当たり十万円）

労務者移転費

六〇

失業保険法に定める移転費と同額

（一万円）を六千人分計上

合 計

二、八〇九

消費者物価値上げにともなう生活保護費等の増額

（1）生活保護被保護者期末一時扶助

5 一、七九五

（延五十七万世帯に対し一世帯最高二千円を支給する）

2 被保護者数の増加

五六七

（明年度一月より延百八十万人（現行百五十万人）に増加する）

3 児童保護措置質の増額

二八〇

（保育所職員期末手当支給分を含む）

4 保育所児童給食費の増額

三一五

（一日の給食費一人当たり十円引上げ（現行七円）十月分より支給する）

5 国立病院療養所入院患者給食費増額

六三

（一日の給食費一人当たり一円三十九銭引上げ、十月分より支給する）

(6) 国立病院療養所、燃料費増額とともにう増加分
（予算編成当時より燃料費二割増） 三九九

6 公務員年末手当の増額 一三、一六三
政府の公務員年末手当の増額は〇・一五箇月分で、これを現行予算のわく内で操作支出するものであるが、最近の消費者物価の上昇並びに賃金平均水準の低さにかんがみてさらには〇、二箇月分を増額し合計二箇月分の支給が必要である。

三公社五現業その他の政府関係機関職員、地方公務員、義務教育についても二箇月分の年末手当の支給が必要である。

従つて一般会計予算補正においては、一般会計関係公務員に対して〇・二箇月分の追加増額に必要な額約二十億九千百万円、地方公務員ならびに義務教育費国庫負担分に対しては地方財政の窮乏にかんがみて〇・三五箇月分（〇・一五箇月と〇・一箇月との合計）を国庫全額負担してその必要額約百十億七千二百万円、合計約百三十一億六千三百万円を計上する。

7 本年末の賞与等に対する所得税の減税

六、〇〇〇

消費者物価の上昇にともない勤労国民の実質賃金が減少しているので、本年末の賞与等に対しては、五千円までは免税とする。これにより本年度歳入は所得税が約六十億円減収となる。

8 歳入補正 三一、九一四

歳出増額（二百五十九億一千四百万円）と所得税収入減額約六〇億円との合計額約三百十九億一千四百万円の補てんの財源は毎年度必至となつて防衛府費の未使用残金相当額と米軍引上げにともない防衛支出金が当然に剩余金を生ずるのでその相当額とをもつて充当可能である。

三 特別会計予算及び政府関係機関予算

1 三公社五現業等職員の年末手当増額

一三、九二〇

国家公務員と同じく二箇月分を支給するために、現行支給平均一・二五箇月分に対し〇・七五箇月分（〇・一五箇月分と〇・六箇月分の合計）百三十九億二千万円を増

額支給する。

2 中小企業関係融資の増額 一三、〇〇〇

政府は繰上げ融資補てん分を含む融資増額を中小企業金融公庫に対しては、百億円、

国民金融公庫に対しては七十億円、合計百七十億円計上しているが、国民金融公庫七十億円のうち繰上げ融資四十五億円を除けば実質二十五億円の増加にすぎない。現在の金融引きしめのしわ寄せが小企業に押しつけられ、かつ市中貸付金利も上昇してい

る現状にかんがみて国民金融公庫に対する融資をさらに百三十億円増加する必要がある。

備考

1 予算定期員外の経費によつて雇用されるい

る人員に対する年末手当の増額は国家公務員と同一水準とし国及び地方が行政措置と

して支出すること。
2 商工中央金庫に対して政府が金融債を新規引受三十億円としているが、これをさらに三十億円増額して六十億円とする。

3 労働金庫に対する融資

全国労働金庫の十二月末預金予想額は二百十三億円で貸出規制額（預貯金の七十五%）は百八十一億円となり、貸出予想額一二百一億円に対し二十億円の不足となるので二一億円を融資すること。
行政措置についての要求

4 中小企業の年末金融のため国庫余裕金よ

り次のごとく速かに預託を行うこと。

商工中央金庫に対し 五十億円

相互銀行に対し 五十億円

信用金庫に対し 三十億円

信用組合に対し 二十億円

参考（算出基礎）

1 災害復旧等事業費

本年度に必要な復旧費六十三億円に対し、予備費支出では不足する分として十五億円を計上する。

2 地すべり対策費

費地すべり地帯の防止施設費九億円、緊急を要する家屋等移転三千四百戸に対する戸口補助四億五千万円、その他一億五千万円、合計一五億円を計上する。

3 失対事業吸収人員増加

単価 人件費三〇六円の三分の一負担（二〇四円）資材費六〇円の二分一負担（三〇円）事務費三一円九一錢の三分の二負担（二一円二七錢）合計負担額二五五円二七

錢就労日数一ヶ月二十五日、三ヶ月（七十日分）支給する。

$$255.27円 \times (25 \times 3) \times 125千人分 + 255.27 \times (3 \times 3) \times 225千人分 = 1,910百万円$$

4 日雇労務者の年末手当増額

登録人員四七万人（七月末現在）実働八〇名として支給人員三七、六万人支給単価三〇六円の三分の一

$$2,04円 \times 8 \times 376千人分 = 百万円$$

一、公社制度等に関する諸問題について

公社制度特別調査委員会

公共企業体審議会が公社制度について本年中に答申をする段階にあり、かつ、春斗から当面する年末斗争に際し公企体に於ける労働紛争の根本的解決への道が論議されている段階であるので、この際公社制度についてわれわれの基本的見解を発表することとする。

(一) 政府の本問題に対する取扱いについて

政府が八月以来公共企業体審議会を設置し

た理由は、表面上はともあれ、春斗における政府の責任をボカして「審議会の検討」に転嫁したものに過ぎない。

今日迄公企体のあり方については、その発足以来国会は元より幾多の審議会がもうけられ、（行政管理庁の勧告、三十年の公企企理化審議会の答申、三一年の國鉄經營調査会の答申等によつて）既に問題の焦点は明らかと

解説

なつてゐるのである。

政府が若しその改善と実行に決意があるならば、今日まずなすべきことは、既に提出された幾多の答申とその後の実行状態を検討することでなければならず、若し実行されないとしたら、その原因を探究し必要あらば答申そのものに適つて検討することである。答申とその後の状態を一言にしていうならば三公社が比較的忠実に履行しているにも拘らず、政府が行うべき点については何等実行していないとということである。

党はかかる無責任と、不誠意を糾弾するものである。

(二) 党の基本的見解について

党は從来に引きつき、公社制度について一貫して次の諸点を主張する。

(1) 公企体移行いらい数ヶ年にしかならない

今日、多少の理由があるにせよ、その基本的性格をかえる（国営、民営、分割等）ことは、経営の混乱と国民の迷惑をもたらすのみならず、政策として絶対反対である。最近一部に国鉄民営論があるが、国鉄の國民經濟に果す役割、諸外国の実情、また膨大に投入されている国家資本の移行等から考えれば、所詮、木をみて森をみずの議論といわなければならない。

要は、その理由の大部分をなす「経営の彈力性」をいかに現形態のなかに生かして公社制の妙味を發揮するかという問題でなければならぬ。

(2) 公共性の中で、企業の妙を發揮し、国民大衆の為の輸送、電話、専売事業を運営する根本の方途は、公社に経営の自主性を増すと共に責任を重くし、政府は大局的立場から重要問題について厳正な監督指導をすることによつて改善しなければならぬ。

(3) 公社関係のたえざる労働紛争を短期かつ円滑に解決する根本の方途は、公社に責任者としての当事者能力を与えると共に労働者に憲法で認められた労働基本権を回復させ、相互の責任に於て出来る限り自主解決をさせるようとする。同時に政治活動の制限を緩和する。

(4) 運賃料金等は、國民經濟に与える影響を考慮し、値上げを抑制する。其他これと同様國の政策によつて、公社經營に財政的支障を与える場合は、國が適當な方法でこれを補てんする方途を明らかにする。企業的投資は財政投融資および公募債、資産の維持は自己資金を原則とする。

(5) 公社の運営は徹底的に民主化し、労資の経営協議会制度を設置すると共に、内部監督制度を完べきならしめる。外廓団体との関係は特に明朗な具体的措置をとる。

予算制度を大改正し、行政予算から經營の機動性及び弾力性を保持すべき企業体予算制度に改正する。

(三) 当面する諸問題について

(1) 今日の輸送分野の秩序は全く混乱し、海上、陸、國、民間等にわたり不必要な、又不適当な競走によつて輸送力のムダはおおっばくもない。速やかに交通政策の一元化と輸送分野の調整審議機関を設置して、総合的計画的な輸送をするべきであり、党はこれが実現を期する。

(2) 三公社、特に国鉄、電々の二公社については長期計画が不可欠である。しかるに本年より始る国鉄の五ヶ年計画、明年より始る電々の第二次計画はともに絵にすぎない。財政的裏付けのされた長期計画を実行させるべきである。

(3) 電話増設に対する国民の需要は圧倒的であり、また一方、電報サービスは後退しつつあつて、この解決を今日の公社の実行計画にまつことは百年河清をまつに等しい。政府は格段の措置をとらなければならぬ。

(4) 国内、國際間の一元的な電気通信政策の実施と、その公共性にかんがみ、國際電信電話事業については、現在の國際電信電話株式会社を公社制に改めるべきである。

(5) タバコ事業の全部乃至一部を民営に移す意見があるようであるが反対である。タバコの益金制度については再検討をする。

塩の収納価格を現状においては引下げることに反対すると共に重要問題をかかえる塩専売事業の今後の問題については、公社

一、交 通 輸 政 策

交通運輸政策特別委員会

の検討に委すべきでなく、政府が国家政策の立場から別に審議会を設置して総合的検討をするべきである。

(6) 公社はその外廓団体との関係を徹底して明朗化しなければならない。これが為一般

競走入札制度の採用を始め、格別の措置をとるべきである。
その莫大な予算の使用については、可能な限り中小企業の育成と発展に貢献するよう措置する必要がある。

運輸交通の機能を強化充実し、経済活動の発展に即応する輸送を遂行し、さらに経済活動を高めるため鉄道、道路、海上輸送等の一貫した総合交通政策を実施する。これが為輸送機関整備拡充の長期計画を策定する必要がある。この策定に当つて貨客の輸送量の正確な想定は困難であるが、過去の実績から見て相当大はばな伸張度を示すことが予想される。

即ち政府の経済五ヶ年計画においても昭和三十六年の想定輸送量を昭和三〇年に既に超えている。

このような伸張度を考慮し、昭和四〇年の輸送量をわが党の経済五ヶ年計画の国民総生産指數により次のように輸送量を想定する。

昭和四〇年ににおける想定輸送量

貨物 一、五〇〇億トンキロ

対三〇年度比一・九五

(二十四年度対三〇年度比一・四一)

旅費 二、八〇億人キロ

(対三〇年度比一・七三)

(二十四年度比一・七〇)

行政機構の改革

1 運輸省を廃止し、新たに交通省を設置し

交行政の一元的運営をはかる。

2 交通省に道路局を設け、自動車局との総合的行政を行う。

3 陸運局に道路部、自動車部を設置する

日本国有鉄道は公社制度を維持し、その運営を合理的に改善する。

輸送力増強計画

輸送力を飛躍的に増強するために昭和三十三

年以降昭和四十二年度までの十ヶ年間を目途として次の拡充計画を実施する。

一、鐵道

B、一般道路の整備促進

1、一級国道の改良並に舗装

2、二級国道の改良並に舗装

3、都道府県道及び市町村道の改修を促進

- 1 東京、神戸間の輸送を飛躍的に増強する為に広軌復線による新幹線を建設する。
- 2 老朽施設、車輌の更新を行い、運転諸施設を改善する。
- 3 ディーゼル動車化により支線輸送を強化する。

3 青函連絡の海底線の建設、及び明石、鳴門海峡架橋を促進し、本土北海道、四国間の輸送を増加する。

- 4 新線建設の予定線のうち自動車輸送を適当とするものは自動車道に切換える。
- 5 有料道路の建設を行ふ。

二、道路交通

一般道については、一級二級国道及び都道府県道の補修整備を促進し、現在の道路公團を国有自動車道路公社に改め高速縦貫自動車道及び

A、縦貫自動車の建設

- 1、次の縦貫自動車の建設を促進し、自動車輸送力の増大をはかる。

中央自動車道 神戸—東京 四五〇秆

東北 " 青森—東京 六六〇秆

中国 " 神戸—下関 四八〇秆

- 2、更に次の段階段として引続き北海道全線、九州、四国の縦貫自動車道の建設を実施する。

3、縦貫自動車道の機能を充分發揮させるため青森、函館間に、鉄道のパイロットトンネルを利用し、自動車の特別列車輸送を行う。

する。

三、都市交通の緩和

大都市内の交通を緩和するために次の措置を実施する。

1、都市交通の一元化をはかり、乗換駅その他混雑緩和と、通勤通学時間の短縮をはかる。

2、東京、大阪、名古屋、神戸市内に縦貫自動車道に連絡する高速度自動車道を建設する。(約一七〇糠)

3、大都市の路面混雑を緩和するため、地下鉄網を延長し、路面電車をバス輸送にきり換える。

四、航空輸送

1、航空輸送の近代化と輸送力のため航空機及附属設備の改善を行う。
2、外国、国内の航路調整をはかり、同時に地方航路の整備を行う。
3、日本航空株式会社の運営の改善と合理化のため公社制度に改める。
4、航空輸送の安全度を高めるための諸施設の改善と充実をはかる。
5、国内の航空管理権を完全に回復する。

五、気象

1、綿密な気象観測、気象変化の正確な把握及び迅速適確な予報を行うための必要な諸設備の改善、適正な人的配置を行う。
2、高層気象観測を充分に行うため必要な資

研究

一、国と地方の財政問題

国民経済研究協会理事

藤

井

三

一、ごく大まかに云えば本年度の財政規模は、国一兆円、国と地方で二兆円、補助金関係がそのうち五、〇〇〇億円見当である。国が実際に支出する金額は六、〇〇〇億円程度になつてゐる。国と地方の関係は密接であるから純計で見なければ、財政問題は分からぬ。

二、昨年に比べ、国の予算では一、〇〇〇億円ふえたが、その主なものは、人件費、恩給費等で、道路その他公共事業は一割だけふえた。

三、人件費は国で一〇%、地方は三〇—四〇%になつてゐる。国と地方を合わせて三〇%程度である。それ故、国でベースアップをきめ

輸送力増強計画資金需用量 (単位億円)	
(1) 鉄道	1、老朽施設、車輛更新、保安設備 2、東海道線、広軌複線化、新線建設 3、電化電車化、ディーゼル車化、線増 4、支線輸送力増
計	一、五〇 二、〇〇 六、〇〇 五〇
(2) 縦貫自動車道	1、中央自動車道 2、東北 "
計	四〇 km 二、五〇 一、五〇
(3) 一般道路	1、一級国道整備舗装 2、二級 "
計	四八〇 km 一、七〇 一、七〇
7、明石、鳴門海峡の架橋	五〇
6、青函、自動車輸送トンネル	五〇
5、大都市、高速自動車道	一、七〇 一、七〇
4、青函、自動車輸送トンネル	一、七〇
3、中国 "	一、七〇
2、東北 "	一、七〇
1、中央自動車道	一、七〇
7、明石、鳴門海峡の架橋	五〇
6、青函、自動車輸送トンネル	五〇
5、大都市、高速自動車道	一、七〇 一、七〇
4、青函、自動車輸送トンネル	一、七〇
3、中国 "	一、七〇
2、東北 "	一、七〇
1、中央自動車道	一、七〇
7、明石、鳴門海峡の架橋	五〇
6、青函、自動車輸送トンネル	五〇
5、大都市、高速自動車道	一、七〇 一、七〇
4、青函、自動車輸送トンネル	一、七〇
3、中国 "	一、七〇
2、東北 "	一、七〇
1、中央自動車道	一、七〇

ると貧乏県はこまる。

社会党的五ヶ年計画では、生活水準が六割上るとなつてゐるが、これに伴うベースアップを充分考えているかどうか、疑問である。本年度の予算を考える場合も、自然増のうちでベースアップを除いた分で公共事業費

その他にいくらいるかを考えるべきある。

四、国民所得は、国と地方を一諸にして出してゐるが、財政は一般会計が中心になつてゐる。それ故、国と地方を純計して、人件費、物件費、公共事業費、地方債と国債等、大まかにわけてやるべきだと思う。

例えば、三十二年度について見ると

国と地方の純計 一九、〇〇〇億円

内訳

人件費	六、五〇〇億円	一七、〇〇〇億円
物件費	二、〇〇〇"	一二、五〇〇"
公共事業	三、五〇〇"	一四、〇〇〇"
単独事業		
国債、地方債	一、二〇〇"	
防衛費	一、四〇〇"	
軍人恩給	七〇〇"	

となつてゐる。このように一〇項目以下に中央地方の財政支出をわけて大砲かバターかを見るべきであると思う。

五、中央、地方の事務配分について

三つの方法がある

1、自主財源の強化
2、中央、地方の事務配分の明確化

○国会できめた法律については国が全額出すようにすること。

3、平衡交付金制度を拡充する。

○これにより、貧乏県と富裕県の問題の解決をはかる。

1、については

二十八年度について試算すると、一〇〇%自
主財源でやつても、青森県以下一六県は、今

一一、独占資本と中小企業について

一橋大教授 山中篤太郎

今日は独占資本と中小企業との関係について

およそつぎの二つの観点からのべたい。

一、日本の資本主義社会において、こんご中小

よりも財政規模が小さくなる。というのは資本主義の発達が不平等であるから、税金の上り方が不平等であるからである。したがつて又、東京、大阪等は、余剰財源が益々多くなると同時に、国の財源がなくなる。それ故実施上に難点がある。

2、については

理論的には、最もすつきりしているが実施上にやはり難点がある。

3、については

現行制度の不充分な所を徹底させるというこ

とである。

大蔵省で考へている事であるが、住民税の法入割と法人事業税を国に移し、地方交付税に入れる。人口の割合に比例する個人事業税タバコ税は地方に残すという考へである。この考へは、富裕県と貧乏県の不均衡是正といふことを考へているのであるが、富裕団体には特別の金がいるという意見がある。しかし東京都には、災害、維持修繕費はいらない。貧乏国は面積が広いので維持修繕費が多い又公共事業費は面積の広い所に多くかかる。東京都は、福祉向上費であるから、特殊財政需要の内容が違う。人口の自然増云々を云うものがあるが、青森、岩手等は歴史的に文化のおくれがあるので、特殊財政需要は、どこの府県にもあるが、東京都は、国家公務員より給与は二割高い。滞納徴収は三年で中止していい。税金が軽い。それ故東京都の職員は動かないから老令職員が多い。社会党が政府を取つたらこの問題は大問題である。

六、府県財政のことを考へる時は、黒字赤字かという事と、事業をやつてゐるか、どうかの二つの面から考へるべきである。社会党知事の方々が自民、社会の両党に気兼して総花式になるのではないかという批判がある。

七、社会党の減税案には賛成し難い。その分養老年金がよいと思う。来年度余裕金一、〇〇〇億円と五〇〇億円の予算措置をやれば、年三万円程度はやれるとと思う。農村向けとしては土地改良は一部のみであり、農村の老人層にはこれが最もよいと思う。

ラミあつて成長をとげてきたが、その結合のしかたがどう変化しつつあるか。すなわち質的にどう展開しているか。

まず第一の問題を検討しよう。

従来、資本主義の発展過程において独占集中がすすむ一方、中小企業もまた発展してきた。むしろ、中小企業との関係において急速な独占集中が可能であつたともいえる。こうした構造的な結びつきはこんごも変化しないだろう。経済の独占がすすめば、零細企業はだんだんなくなつていくということはない。日本では大量の零細企業が残存するというだけでなく、さらに拡大再生産されていく傾向にある。公正取引委員会が最近発表した「日本の産業集中の実態」によるところ数年間に独占は急速な発展をとげている。しかし他方、工業ならびに、商業センサスによつてこの数年間の中小企業の実態を見るところにも増大の傾向をみる。

これを雇用量の増加率からみると工業では、従業員百人—二百人の企業における増加率を平均値とした場合百人以下ならびに二百人以上の企業ではともにこの平均値を上まわっている。また雇用を比較してみると、一九五〇年において従業員千人以上の企業における雇用の量が全雇用量にしめる割合は、アメリカ、イギリスについて日本は第三位の高位にある。しかし十人以下の企業における雇用量についてみると、アメリカ、イギリスはきわめて低く、日本はラジル、アルゼンチンなど後進諸国よりも高い。

日本の中小企業は経済の矛盾を一手にひきうけ昭和二十六年—三十一年において、その就業人口は六〇万人の増加をみた。うち三五五万人は商業、サービス業である。全体として家族従業者事業主のかたちで増加していることは注目すべきである。このように雇用も日本では経済の構造を反映して両極に集中する傾向をもつていて。資本と労働の供給力のアンバランスは戦前より拡大しており、十数年後には中小企業問題は解消するという考えは誤つてゐる。こうした条件のなかでは適度規模論は妥当でない。独占の特質について、財閥の復活は否定できないが、従来のようないフアミリーとしての支配は考えられない。銀行資本を中心とした近代的な支配形態をとるだらう。

第二の問題については、戦後「系列化」という表現のなかに従来と異なつた関係が生れてい

るといえる。すなわち、商業資本（産地問屋や貿易資本）がいちぢるしく退化した。この傾向は織維部門が顕著である。従来紡績資本と織屋の間に問屋資本が介在し、独立した問屋資本が商標をかけて最終製品まで手をのばすようになった。まず商社を系列化におき、その系列商社を通じて織屋を選別、下請化した。このように下請の内容が変化してきた。ただ単に質織りというかたちで商業的に利用するのではなく、系列化という言葉に表現されているように、一貫した生産機構のなかにいくこんでいる。基礎部門から最終製品部門まで系列化を通じて支配するという形態は鉄鋼部門においてもみられる。アメリカでは鋼材は問屋を通ずるよりも大部分が直接メーカーに販売されている。日本ではその七割が問屋を通じて中小メーカーに流れている。しかもその問屋は一般市中問屋でなく、系列商社を通じておこなつてゐる。系列外の中小メーカーは、また系列外の問屋から入手せざるをえず、したがつてその入手価格は割高となる。このように系列化を通じて中小企業のなかに階層分化をよび、系列下にあるものと系列外のものとの地位に格差が生れつつある。

かつて新新紡は中小企業が生長をとげた姿であるとして注目をあびたが、いまやその地位は脆弱となり。大企業へ身売りしつつある。とはいっても、中小企業が適度規模としてのびうる部門もないわけではない。たとえば、足利地方におけるタテ編みメリヤスは独立した中小企業として戦後急速に発展している。しかし、それはむしろ例外であつて、一般的には前述のようなことがいえると思う。

経済白書は唐突に、一章をおこして中小企業を論じ、日本経済の二重構造を平面的に指適している。はじめにのべたように独占と中小企業を平面的に、併立的にとらえる見方は日本経済を構造的に理解していないものだ。また中小企業といつても、およそ資本の名に値しない零細な経営までも含んでゐるのである。したがつてむしろ三重構造といつた方が妥当であろう。

なお、将来の中小企業のあり方として、産業分野を画定する方法も一考に値する。ただ実際問題として非常に複雑であり、困難な仕事である。もしこれをやるとすればミシン産業が恰好のものであろう。ぜひこうした一つのモデルをつくる必要がある。